

公表様式

| | |
|--|--|
| (1) 契約の名称 | 令和7年度村営長尾住宅平成2年棟レベル調整工事施工監理 |
| (2) 契約に係る物品又は役務の名称及び数量 | 令和7年度村営長尾住宅平成2年棟レベル調整工事施工監理 |
| (3) 契約に関する事務を担当する課の名称 | 総務企画課 |
| (4) 契約の相手方の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名） | 岡山県津山市西新町54 さくら建築設計事務所 一級建築士 山名 千代 |
| (5) 随意契約を行った理由（令第167条の2の規定及びその規定を採用した理由も明記） | <p>（令第167条の2のどの規定を採用したか） 第2号 （なぜその規定を採用したか）</p> <p>工事施工の対象となる村営住宅は、耐用年数を超過して運用しており、その安定的な運用には継続的な補修管理が必要となる。その修繕の施工監理にあたっては、建築工事の専門知識及びそれに関する十分な経験を有するのみならず、本村の住宅の置かれた状況について熟知している必要がある。特に本件契約の対象となる基礎レベル調整工事は、建物にとって最も重要な基礎の補修に関するものであることから、特に高度な知識・知見が要求される。上記契約者は令和5年度以降継続的に住宅の状況調査に従事し、今回の工事内容決定にあたっても必要な調査等を実施しており、本村住宅の状況等に関する知見を蓄積している。したがって、これ以外の者に委託することは工事の安全性・確実性・経済性を損なうおそれがあると考えられる。よって、契約の性質が競争契約に適さないものとして、随意契約により契約を締結するものである。</p> |
| (6) 契約の相手方とした理由 | ((5)以外の理由があれば記載すること。) |

| | |
|--|---------------|
| (7) 公募に応じた者の中から契約の相手方を決定したときは、申請方法及び決定方法 | |
| (8) 契約を締結した日 | 令和7年5月1日 |
| (9) 契約金額 | 金 1,650,000 円 |
| (10) その他村長が必要と認める事項 | |